

錦江町農業委員会 7月総会議事録

○ 開催日時 平成29年7月18日(火) 午後3時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第17号 農地法第3条許可申請について

議案第18号 農地法第5条許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第21号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議 長	<p>只今より平成29年7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に19番 鈴委員と20番 本釜委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第17号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第17号について説明いたします。</p> <p>受付番号4号の譲渡人はO・Kさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字西目7295番、地目は畑、地積は3,704㎡となっています。</p> <p>譲受人はY・Tさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Y・Tさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地14,109㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号4号について、私の方から調査報告をいたします。
1 番 宿利原委員	この物件は、Y・Tさんの家の直ぐ下の畑にありまして、15・6年前に農業委員会に出したんですけれども、名義の方が直されていなくて、そのままずっとしていた土地です。値段の方は、その時〇〇万円ぐらいということで、それで家の直ぐ近くで、道路は行き止まりで、そこはそれから先は山という形で。そこは木戸口を通らないと行けないということで売買を前していたつもりが、名義が直りきっていないでこのような状況です。
議 長	ただいま、調査報告をしましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第17号を採決します。 お諮りします。 議案第17号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第17号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に議案第18号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第18号について説明いたします。 受付番号6号については、農家住宅建設のための転用申請となっています。 申請人はK自治会在住のF・TさんとT自治会在住のI・Tさん、F県在住のK・Tさんの連名による申請となっています。 申請地は馬場字古馬場385番1、地目は田、地積は344㎡と馬場字古馬場

	<p>384番1、地目は田、地積は306㎡で、2筆の合計は650㎡となっています。</p> <p>6頁から11頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、8番 寺田委員お願いします。</p>
8番 寺田委員	<p>はい。報告申し上げます。</p> <p>6月12日に平原委員、事務協2人で現地調査を行ないました。</p> <p>現地は7頁の地図を見てもらえれば分かるんですけども、先々月出ました転用の5条申請のやつでF医院の前でしたけれども、その田を挟んでS整骨院側に2筆になっている部分でございます。</p> <p>この現地は第3種農地であって、都市計画区域の用途指定区域にも指定されておりまして、住宅建設に何ら縛りもないものと思われまして、それに農家住宅として1,000㎡未満でクリアしておりますし、この5条申請を審議するに当たり、何ら障害となるようなものは無いというふうに考えますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>これは2筆なのに、何で申請者が3名なの。</p>
事務局	<p>385の1がI・Tさんの所有地で、384の1がKさんの所有です。ですから申請人が建築されるのがFさんで、土地の所有者が2名です。</p>
10番 牧原委員	<p>このIさんとFさん、Kさんは親戚なの。</p>
8番 寺田委員	<p>全然関係ありません。Fさんがここに建てたいということでIさんにOKを貰って、今度は農家住宅として座りきらんがということで隣のKさんに相談したところ、売っても良いよということで。</p>

1 番 宿利原委員	前は小屋を作っているあそこけ。
8 番 寺田委員	前はMがあったところで、F医院があつて隣が空き地があつて、その横にMがあつて、その横は貸家があつて、その前にS整骨院があるでしょう。その道路を挟んでO商店側ということです。 お金の方は、I・Tさんの方は埋め立てというか、道路の高さまで泥が入っているということで坪〇万円で、Kさんの方はウォルコンでも積んで盛り土をしなければいけないということで坪〇万円ということだったそうです。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第18号を採決します。 お諮りします。 議案第18号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第18号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第19号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>それでは議案19号について説明します。</p> <p>受付番号1号、受付番号2号については、農地中間管理事業の特例事業により、公益財団法人県地域振興公社から買受けるものです。</p> <p>先ず受付番号1号の申請地は1筆目が神川字出水塚6550番14.地目は畑、地籍は2,942㎡、2筆目が神川字出水塚6550番15.地目は畑、地籍は2,596㎡、3筆目が城元字三角4,689番2.地目は畑、地籍は3,987㎡、4筆目が城元字三角4,697番3.地目は畑、地籍は2,444㎡で、4筆の合計は11,969㎡となっています。</p> <p>譲受人はN・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>N・Tさんの経営状況は、世帯員5名、労働力2名、自作地23,524㎡、小作地33,821㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機1台、動噴1台となっています。</p> <p>売買価格は、全部で〇〇〇円となっています。</p> <p>出水塚につきましては平成26年9月に、三角につきましては平成27年8月にそれぞれ審議して頂いた物件です。</p> <p>次の受付番号2号の申請地は、1筆目が田代川原字鎮守ケ迫5936番1、地目は畑、地籍は681㎡、2筆目が田代川原字鎮守ケ迫5936番2、地目は畑、地籍は326㎡、3筆目が田代川原字鎮守ケ迫5936番3、地目は畑、地籍は252㎡、4筆目が田代川原字鎮守ケ迫5936番4、地目は畑、地籍は1,495㎡で、4筆の合計は2,754㎡となっています。</p> <p>譲受人はI・Mさん、B自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>I・Mさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地71,942㎡、小作地23,137㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、防除機1台、他の機械は共同利用となっています。</p> <p>売買価格は、全部で〇〇〇円となっています。</p> <p>この件については平成28年1月に審議して頂いた物件です。</p> <p>Nさん、Iさんの両名は認定農業者でもあり、買受については問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第19号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第19号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第19号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第20号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は13筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第20号のうち、受付番号36号から38号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号のうち、受付番号36号から38号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号36号の貸し人はO・Hさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字立神5, 159番1、地目は田、地積は6, 627㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。</p>

一方、借り人は、U・Aさん、U自治会在住の方です。

U・Aさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地2,945㎡、小作地14,464㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ロールベイラー、テッダー、モア各1台となっています。

この件の担当調査員は、2番 基委員です。

次の受付番号37号の貸し人はI・Tさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字地荒神下2,354番、地目は田、地積は2,890㎡となっています。

貸付期間は平成29年7月19日から平成34年12月14日までで、小作料金は60,000円となっています。

借り人は、T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23名で5,700日、自作地1,485㎡、小作地173,006㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター6台、トラック10台、乗用防除機2台、管理機3台、田植機・コンバイン各1台となっています。

この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号38号の貸し人はM・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字中尾4,742番、地目は畑、地積は2,209㎡の内、1,000㎡となっています。

貸付期間は平成29年7月19日から平成32年12月14日まで、小作料金は7,000円となっています。

借り人は、M・Mさん、K自治会在住の方です。

M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地11,593㎡、小作地3,334㎡で、水稻、露地野菜、シキミを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、バインダー、動噴、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず受付番号36号について、2番 基委員お願いします。

<p>2 番 基 委員</p>	<p>この件は農家情報には飼料と書いてありますが、牛を飼っていらっしやいます。この土地は平米数は大きいんですけども、7枚になっています。1筆で7枚になっています。そういった点から考えて見ますと、小作料の料金は妥当だと思います。錦江町の定める要件はクリアしているのかなというふうに考えます。場所としては、山茶香の茶工場がありますが、ちょうどその裏側に当る所でございます。以上です。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に受付番号37号について、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
<p>8 番 寺田委員</p>	<p>報告いたします。この物件は前作者の方が高齢に伴いましてもう作らないという話で、合意解約の後にT・Fさんと契約をしたものでございます。T・Fさんは皆さんご存知のとおり、大々的にやっております、何ら問題は無いものと思います。ここは霜の来ない良いところなんですけれども、1反当り2万円というのは安いのかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、水利組合費等の賦課金は借り主が払うということを一筆入れまして、水利組合費などが1反当り6,300円ぐらいですので、こういう値段になっております。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に受付番号38号について、13番 徳永委員お願いいたします。</p>
<p>13番 徳永委員</p>	<p>はい。貸し人のM・Mさんは高齢と持病を持っているということで、経営を縮小したいということから誰かいないだろうかと相談がありまして、この土地の隣を耕作しているMさんに話をしまして借りるということになりました。この土地は上下二段になっておりまして、上の段が果樹が植えてありまして、下の段の1反歩を貸すということで話がつきました。 Mさんの方は、水稻、シキミ、露地野菜をご夫婦でやられておりますが、管理もしっかりされておりますので、何ら問題は無いというふうに考えております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号のうち、受付番号36号から38号を採決します。 お諮りします。</p> <p>議案第20号のうち、受付番号36号から38号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第20号のうち、受付番号36号から38号号については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第20号のうち、受付番号39号から48号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号のうち、受付番号39号から48号までについて説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号39号の貸し人はT・Hさん、R自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字八木田508番1、地目は田、地積は1,201㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年8月1日から平成32年12月14日まで、小作料金は100,000円となっています。</p> <p>借り人は、K・Rさん、F自治会在住の方です。</p> <p>K・Rさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地4,565㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械は親との賃貸借となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号40号から44号までの貸し人はN・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は40号が田代麓字高田山5114番1、地目は畑、地積は3,758㎡、41号が田代麓字高田山5100番4、地目は田、地積は1,367㎡、42号が田代麓字高田山5100番22、地目は田、地積は1,754㎡、43号が田代麓字高田山5100番23、地目は畑、地積は1,694㎡、44号が、田代麓字高田山5100番24、地目は田、地積は634㎡で、5筆の合計は9,</p>

207㎡となっています。

貸付期間は平成29年7月19日から平成34年12月14日まで、小作料金は全部で25,000円となっています。

一方、借り人は、37号と同じT・Fさんです。

次の受付番号45号の貸し人はT・Tさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字井手駄床5,079番4、地目は田、地積は2,380㎡となっています。

貸付期間は平成29年7月19日から平成34年12月14日まで、小作料金は6,000円となっています。

一方、借り人は、37号と同じT・Fさんです。

次の受付番号46号の貸し人はK・Kさん、O府在住の方です。

申請地は田代麓字井手駄床5,079番6、地目は田、地積は1,226㎡となっています。

貸付期間は平成29年8月1日から平成34年12月14日まで、小作料金は7,000円となっています。

借り人は、37号と同じT・Fさんです。

次の受付番号47号、48号の貸し人はM・Tさん、O自治会在住の方です。

申請地は、47号が田代麓字樋渡1,223番1、地目は田、地積は1,346㎡、48号が田代麓字樋渡1,223番2、地目は田、地積は1,120㎡で、2筆の合計は2,466㎡となっています。

貸付期間は平成29年8月1日から平成39年12月14日まで、小作料金は47号が5,500円、48号が5,000円となっています。

借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。

S・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,410㎡、小作地81,727㎡、雇用が6名で150日で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、甘藷堀取機2台、コンバイン、田植機各1台となっています。

受付番号40号から48号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず受付番号39号について、17番 鳥越委員お願いします。

<p>17番 鳥越委員</p>	<p>はい。説明を申し上げます。</p> <p>貸し人のT・Hさんですが、インゲンを主体とした経営をされております。インゲンを収穫されるパートの方が高齢化により規模縮小をしたいということで、今回貸したいということで出ました。借り人のK・R君ですが、彼は去年からピーマンを栽培しており、今のピーマンのハウスが大体1反ぐらいしか無いということで、1反ではちょっと生活が厳しいということで、今回、借りることにしました。この10万円なんですけれども、ハウスが2棟あり、これは暖房機から全部2棟とも入っていて、もうすぐ使える状態だったので、一応1ハウス5万円という形で契約を致しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号40号から48号までを、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
<p>18番 樋渡委員</p>	<p>はい。説明いたします。</p> <p>この40号から44号はN・Mさんですが貸し人は、場所から申し上げますが、ニジマス釣り場の入り口の一つ手前を右に入った所がN・Mさん宅ですが、地目が畑地になっているところが自宅の前の土地です。それを過ぎて200mぐらい行った所の左側が地目が田の圃場です。これの借り人はT・Fさんですが、37号でも出たとおり何ら問題は無い方です。この地域を最近特に面積を広げていらっしゃる方です。45号と46号、これはそのN・Mさん宅の入り口のもう一つ手前を、左に入った所にSグラウンドがあるんですが、そのSグラウンドの隣の圃場です。これも借り人はT・Fさんです。このT・Fさんは、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>47号、48号についてです。</p> <p>借り人のS・Hさんですが、このM・Tさんの圃場に行く途中で、N団地というのがありますが、そこをS・Hさんは現在3町歩ぐらい耕作されております。それを過ぎてO集落のKという所の圃場ですが、Mさんはお父さん、お母さんも亡くなり、この娘さんが納税管理人になっておりますが、耕作できないということで、今回、S・Hさんをお願いしたところ、快く引き受けて下さいました。Sさんは認農家でもあり、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>

1 番 宿利原委員	さっき説明があったけど、1反ちょっとで反当10万円とのは今までの最高じゃっど。
17番 鳥越委員	今までも反当10万円というのはあるんだけど、2棟あって、1棟が5アールで、5アールが2棟あって、その2棟とも暖房機から全部入っていて、もうすぐでも作付けが出来る状態という形でした。
8 番 寺田委員	自動も付いているの。
17番 鳥越委員	自動も付いています。
8 番 寺田委員	だったらそのぐらいじゃろ。
5 番 平原委員	2連棟なの。
17番 鳥越委員	場所はコスモスをずっと山手に上って赤い家の下。
8 番 寺田委員	5畝で暖房機があって5万。だったら安い方じゃ。
5 番 平原委員	10年ぐらい経っているんじゃ。
17番 鳥越委員	10年は経っているんだけど、3年としたのも、もう1枚畑があって、そこを又貸すという形もあったもんだから、一応3年にしました。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号のうち、受付番号39号から48号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第20号のうち、受付番号39号から48号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第20号のうち、受付番号39号から48号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第21号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号について説明します。</p> <p>申請者は、S・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字辻ノ下4, 932番1、地目は畑、地籍は1, 187㎡となっています。</p> <p>この申請は、堆肥舎建設のための用途区分変更申請となっています。</p> <p>18頁から24頁にかけて申請書、位置図等を添付してありますので、お目通し下さい。この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。担当調査員の調査報告を4番水流委員をお願いいたします。</p>
4 番 水流委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>7月の13日、徳永委員、事務局2人、4人で現地の方を調査いたしました。場所ですが、申請地はKのIスタンドからS線を行きまして、N造園の倉庫があるんですけども、それから300m程手前の道路脇になります。この申請は堆肥舎建設のための用途区分変更のための申請になります。牛舎の方も申請地から1・2分走った道路沿いにありまして、又、申請地の周りも畑等も無く、殆ど山というような感じで、何ら問題は無いのかなと思いますので、皆さんの協議の方をよろしくをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
1 番 宿利原委員	<p>この畜舎の側に土地があれば堆肥舎も側が良かろごあつどんな。どうか足らんかったと。</p>
4 番 水流委員	<p>離れているといっても300mぐらいです。</p>
1 番 宿利原委員	<p>持ち出すのが大変やおな。あそこが広ければ。</p>
4 番 水流委員	<p>牛舎の所はそう広くないものですから。今までがKの集落の中を走って持ち出していましたから。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第21号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>

議 長

以上で、平成29年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

19 番

20 番

議事録調整者 窪 和人